

仕 様 書

- 1 件名 : 京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）製造（令和 9 年度 1 回目）
（植物由来ポリエチレン（バイオマスポリエチレン）活用）

- 2 納品期日 : 次のとおり分割納品とする
第 1 回目納品期日：令和 9 年 5 月 1 5 日
第 2 回目納品期日：令和 9 年 6 月 3 0 日
第 3 回目納品期日：令和 9 年 8 月 3 1 日

原則、納品期日までに本市の指定袋保管場所（指定袋保管業者）へ契約数量の納品を完了させるが、万一納品時検査にて不良品が確認された場合、速やかに、全契約数量分の納品を、本市の納品検査合格のうえ、完了させること

- 3 自然災害等、誰の責にも帰すことができない事由による納品遅延が生じた場合の最終履行期限 : 令和 9 年 9 月 3 0 日

原則、納品期日までに本市の指定袋保管場所（指定袋保管業者）へ契約数量の納品を完了させるが、万一、受注者側の責任ではない事例「自然災害や感染症の蔓延等の不可抗力の外部要因により、契約どおりの履行が不可能な事情があると客観的に認められるとき」が発生した際に、上記履行期限までに納品を完了させることを認める。

- 4 業務概要 : 家庭ごみ（定期的に収集する一般廃棄物）収集のための指定袋（資源ごみ用）の製造及び指定袋保管場所へ納品する業務を行うこと。

- 5 契約数量等

区分	種類及び数量	
京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）	45 リットル袋	3, 230, 000 枚
	30 リットル袋	4, 550, 000 枚
	20 リットル袋	5, 930, 000 枚
	10 リットル袋	3, 430, 000 枚

- 6 担当 : 資源循環推進課 小川、小野
TEL 0 7 5 - 2 2 2 - 3 9 4 6

1 資源ごみ収集用指定袋製造仕様について

(1) 種類及び容量について

種類	容量
45 リットル 袋	45 リットル
30 リットル 袋	30 リットル
20 リットル 袋	20 リットル
10 リットル 袋	10 リットル

(2) 指定袋製造について

ア 形状

U型袋（ガセット・ベロ付）

（注）JIS Z 1711-1994の規定4の図1のU形袋（2）を準用のこと。

イ 材質

低密度ポリエチレン

（注1）材質には、植物由来のポリエチレン（バイオマスポリエチレン）を10%以上使用することとし、一般社団法人日本有機資源協会が認めるバイオマスマークの取得可能な基準を満たすこと。

（注2）炭酸カルシウムを混入しないこと。

（注3）カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及びハロゲン化合物（フッ素、塩素、臭素、ヨウ素）を含まないこと（分析方法及び報告下限値については事前に本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。）。

ウ 寸法等

種類・容量		寸法	厚さ
45 リットル 袋	45 リットル	縦 850mm×横 450mm×幅 200mm	0.033mm
30 リットル 袋	30 リットル	縦 760mm×横 380mm×幅 180mm	0.033mm
20 リットル 袋	20 リットル	縦 690mm×横 320mm×幅 160mm	0.033mm
10 リットル 袋	10 リットル	縦 560mm×横 250mm×幅 140mm	0.033mm

（ア）その他寸法詳細については、（別紙1）を参照することとし、最終的な決定は本市と協議を行ったうえで本市の指示に従うこととする。

（イ）縦、横寸法については、家庭用品品質表示法（合成樹脂加工品品質表示規程第2条第6号（1）及び表1）を準用すること。

（ウ）厚さについては、JIS Z 1711-1994の規定6.2を準用すること。

（エ）上表の縦、横、幅は、次のとおり JIS Z 1711-1994 の規定4の図1のU形袋（2）における長さ（1）等に対応する。

縦	長さ（1）
横	仕上り幅（ b_1 ）
幅	ガセット部の折込み幅2辺分（ $b_2 \times 2$ ）

エ 袋本体の色

無色透明（無着色）

オ 印刷内容

図案及び表示等については、（別紙２）に示すレイアウト例を参照すること。

本市が作成した電子データを参考として貸与するので、図案、記載内容、レイアウト及び色彩等について、本市と打ち合わせを行ったうえで、版下を作成すること。

作成した版については、実物大で確認できるように、紙やフィルム等に印刷して、本市に提出し、内容等について校正を受けること。

（注） 参考として本市が貸与する電子データ並びに落札業者が作成する電子データ及び版下等は、本市が管理する方法以外に使用されることが無いよう、作成及び使用中は厳重に管理し、使用後は、速やかに本市に返却するとともに、落札業者が保管する電子データ及び版下等は一切を削除・廃棄し、削除・廃棄したことを本市に書面で報告すること。この取り扱いは、外装袋、外箱においても同様とする。

カ 文字等の色

緑色（一色）

（注１）印刷された色については、見本の本市資源ごみ収集用指定袋（別途提供する）と同じとすること。

（注２）文字欠け、色むら等がないようにすると同時に、種類間で色にばらつきがないこと。

（注３）使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

（注４）使用する顔料及びインキにはカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及びハロゲン化合物（フッ素、塩素、臭素、ヨウ素）を含まないものを使用すること（分析方法及び報告下限値については事前に本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。）。また、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠したインキを使用すること。

キ 品質

（ア）外観：JIS Z 1711-1994の規定7. 1を準用のこと。なお、切断部については切り込みが入らないよう仕上げること。

（イ）強度：引張強さを縦横ともに25MPa以上、伸びを縦横ともに400%以上とすること。なお、引張強さの測定方法は、JIS Z 1702-1994の規定7. 5に従うものとする。

（ウ）性能：JIS Z 1711-1994の規定7. 2を準用のこと。ただし、ヒートシールの強さについては、対象を平シール部のみとし、8N以上とする。

(3) 包装について

ア 外装袋

(ア) 材質・色

ポリエチレン、無着色・透明

(注) カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及びハロゲン化合物（フッ素、塩素、臭素、ヨウ素）を含まないこと（分析方法及び報告下限値については事前に本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。）。

(イ) 寸法等

寸法については、次表を目安とし落札後に本市と協議のうえ決定する。

なお、製造過程において、内容物となる指定袋のサイズと合わないなどの事由により、寸法の修正が必要であると判断した場合は、速やかに本市に報告し、本市の承認を得たうえで適切な寸法に修正すること。また、指定袋が1枚ずつ無理なく取り出しできるものとし、取り出しやすいように上部に半月状のミシン目を入れ、取り出し口を設けることとする。

種類・容量		寸法	厚さ
45 $\frac{1}{2}$ 袋	45 $\frac{1}{2}$	縦 270mm×横 240mm	0.02mm 以上
30 $\frac{1}{2}$ 袋	30 $\frac{1}{2}$	縦 240mm×横 225mm	0.02mm 以上
20 $\frac{1}{2}$ 袋	20 $\frac{1}{2}$	縦 220mm×横 200mm	0.02mm 以上
10 $\frac{1}{2}$ 袋	10 $\frac{1}{2}$	縦 170mm×横 180mm	0.02mm 以上

(ウ) 印刷内容

図案及び表示等については、(別紙3) に示すレイアウト例を参照すること。本市が作成した電子データを参考として貸与するので、図案、記載内容、レイアウト及び色彩等について、本市と打ち合わせを行ったうえで、版下を作成すること。作成した版については、実物大で確認できるように、紙やフィルム等に印刷して、本市に提出し、内容等について校正を受けること。

なお、参考として貸与するデータは、使用後、速やかに本市に返却すること。

(注1) 家庭用品品質表示法に基づく表示

「家庭用品品質表示法に基づく表示」は、(別紙3⑥) に示すとおり、同法第3条の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規程に定める内容を記載すること。同記載中の表示者については、表示者氏名・名称・住所・電話番号を記載すること。また、表示者と製造業者の表示が異なる場合は、製造業者についても表示を行うこと。

(注2) J A Nコードは本市が指示する番号(別紙3⑤)に基づき、適正に表示を行うこと。また、本格的な製造開始前に、確実に読み取れるか確認を行い、その結果を書面にて本市に報告するとともに、製造開始後も確実に読み取れるか随時確認を行うこと。

(注3) 価格は袋の種類及び容量ごとに(別紙3⑤) に示すとおりとする。

(注4) 落札業者には、本市が種類ごとに作成しているレイアウト案を、電子データ（イラストレータやインデザイン等）で全種類分貸与する。

(注5) 記載内容やレイアウト及び色彩等の決定については、本市と打ち合わせを行ったうえで、最終的には本市指示に従うものとする。

(エ) 文字等の色

緑色（一色・白地印刷）

(注1) 印刷された色については、見本の本市資源ごみ収集用指定袋の外装袋（別途提供する）と同じとすること。

(注2) 文字欠け、色むら等がないようにし、種類間で色にばらつきがないこと。

(注3) 使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

(注4) 使用する顔料及びインキにはカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及びハロゲン化合物（フッ素、塩素、臭素、ヨウ素）を含まないものを使用すること（分析方法及び報告下限値については事前に本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。）。また、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠したインキを使用すること。

(オ) 品質

外観：JIS Z 1711-1994の規定7.1を準用のこと。

(カ) 穿孔

見本の本市資源ごみ収集用指定袋の外装袋（別途提供する）と同様に、外装袋の両上部の端から、10mm以上50mm以下かつ、外装袋の両横部の端から10mm以上100mm以下の範囲の場所を目安として、45リットル袋は3箇所ずつ（計6穴）、30リットル袋は2箇所ずつ（計4穴）、20リットル袋は1箇所ずつ（計2穴）、10リットル袋は4箇所ずつ（計8穴）穿孔する（別紙3⑧参照）。ただし、穴の直径は見本の本市資源ごみ収集用指定袋の外装袋と同様に5～10mmとし、外装袋の取り出し口と重ならないようにすること。

(キ) その他

レイアウトや記載事項については、本市が作成した電子データを参考として貸与するので、落札業者はこれを基に版を作成すること。作成した版については、実物大で確認できるように、紙やフィルム等に印刷して、本市に提出し、内容等について校正を受けること。

なお、参考として貸与するデータは、使用后、速やかに本市に返却すること。

イ 包装内容

(ア) 包装単位

指定袋5枚で1組とする。

(イ) 指定袋収納方法等

（別紙4）の例のとおり、縦の長さを四つ折り程度、横の長さを二つ折り程度にし、組数（5枚）をまとめて、取り出し口から1枚ずつ取り出せるよう外装袋に入れて取り出し口以外から内容物が出てこないようにヒートシールにより接合

する。

(ウ) 包装に使用した外装袋とは別に、未使用の状態の外装袋を各種別 200 枚ずつ最終納品日までに納品すること。

(4) 梱包について

ア 外箱（段ボール箱）

(ア) 指定袋の外箱（段ボール箱）は、複両面段ボールを使用すること。

(イ) 寸法等

寸法等については、次表を目安とし落札後に本市と協議のうえ決定する。

なお、製造過程において、寸法の修正が必要であると判断した場合は、その都度、本市に速やかに報告し、本市の承認を得たうえで適切な寸法に修正すること。特に、外箱と内容物の間に隙間ができないようにし、輸送や保管中に、外箱の変形等が原因となる荷崩れが起こらないようにすること。

種類		寸法
45 $\frac{1}{2}$ 袋	45 $\frac{1}{2}$	縦 260mm×横 500mm×高さ 110mm
30 $\frac{1}{2}$ 袋	30 $\frac{1}{2}$	縦 220mm×横 440mm×高さ 110mm
20 $\frac{1}{2}$ 袋	20 $\frac{1}{2}$	縦 200mm×横 400mm×高さ 110mm
10 $\frac{1}{2}$ 袋	10 $\frac{1}{2}$	縦 170mm×横 290mm×高さ 100mm

(ウ) 印刷内容

表示は（別紙 5）に示す記載内容及びレイアウトのとおりとする。

なお、別添レイアウト図に記載している「市が指定するコード」及びその他表示内容の詳細については落札業者に対して指示する。

(注 1) I T F コードは本市が指示する番号（別紙 5）に基づき、適正に表示を行うこと。また、本格的な製造開始前に、確実に読み取れるか確認を行うこと。

(注 2) 製造者の名称、住所、電話番号をレイアウトのとおり表示し、複数の工場で生産を行う場合は、記号等を付すことにより、工場の判別ができるようにし、本市に記号等を事前に報告すること。

(エ) 文字等の色

緑色（一色）

(注 1) 印刷された色については、見本の本市資源ごみ収集用指定袋の外箱と同じであること。

なお、最終的な色の決定については、本市と打ち合わせのうえ行うものとする。

(注 2) 使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

(注 3) 使用する顔料及びインキにはカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及びハロゲン化合物（フッ素、塩素、臭素、ヨウ素）を含まないものを使用すること（分析方法及び報告下限値については事前に本市

と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。)。また、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠したインキを使用すること。

イ 梱包

（ア）梱包単位

50組で1箱とする。

（イ）収納方法等

50組を二つに分けて、横に25組ずつ積み重ね、フィルムやポリ袋等でまとめること。その際、5組ずつ交互に積み重ね、片寄ることがないようにすること（詳細は別途指示する）。

（ウ）梱包に使用した外箱（段ボール箱）とは別に、未使用の状態の外箱（段ボール箱）各種別5枚ずつを最終納品日までに納品すること。

（５）納品スケジュールについて

次のとおりの納品期日とする。詳細は本市及び本市が指示する指定袋保管業者と協議のうえ決定すること。

納品期日	第1回目	第2回目	第3回目	合計
	令和9年5月15日	令和9年6月30日	令和9年8月31日	
45 ^{リットル} 袋	1,070,000 枚	1,080,000 枚	1,080,000 枚	3,230,000 枚
30 ^{リットル} 袋	1,550,000 枚	1,500,000 枚	1,500,000 枚	4,550,000 枚
20 ^{リットル} 袋	1,930,000 枚	2,000,000 枚	2,000,000 枚	5,930,000 枚
10 ^{リットル} 袋	1,030,000 枚	1,200,000 枚	1,200,000 枚	3,430,000 枚

2 指定袋共通項目

（１）製造工場について

ア 落札後速やかに「京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）」製造工場に係る誓約書（別紙6）及び「京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）」製造工場に係る申告書（別紙7）を提出すること。

イ 指定袋の製造は、申告書（別紙7）で、指定袋製造工場として挙げている工場で必ず行うこと。申告した工場以外に、製造工程の一部を再委託することは認めない。

ウ 申告書（別紙7）を本市へ提出後は、指定袋製造工場の追加・変更は認めないこととする。ただし、本市がやむを得ないと認める場合はこの限りではないものとし、確実に製造・納品ができるようにすること。

（２）品質保証について

ア 製造管理

指定袋の製造に当たっては、製造ラインごとの製造日や製造枚数等のロット管理の徹底を図り、不良品対策及び品質管理に万全を期すこと。

イ 外装袋への表示

外装袋に指定袋を封入し包装が完了した月日、及び指定袋を製造した製袋機等のロットが判明できる記号や番号を、直接印刷又は粘着ラベルに印刷のうえ貼付し、後日、指定袋の品質について確認が必要となった際に、その対象となっているものの所在を追跡することや、製造数全体に対する対象の割合を確認することができるようにすること。

ウ 外箱への表示

外装袋に表示した内容を外箱にも直接印刷する等の方法により表示し、後日、品質について確認が必要となった際に、その対象ロットの出庫停止処置や出庫後の所在を追跡すること等の対応ができるようにすること。

エ 数量内訳表の提出

納品完了後、ロット番号ごとの数量内訳表を提出すること。

（３）製造する指定袋及び外装袋の事前検査について

ア 目的

本格的な製造開始前に、実際に製造された指定袋及び外装袋が本仕様と本市が指示した事項及び本市と協議のうえ決定した事項に適合することを確認するために実施する。

イ 事前検査

（ア）スケジュールについて

納品期日に間に合うよう、サンプル品を提出してから初回納品までのスケジュールを記したものを、書面にて契約締結日から２週間以内に本市に提出すること。提出した書面に基づき、詳細なスケジュールについて本市へ説明し、サンプル品を提出してから初回納品までのスケジュールについて本市の承認を受けること。

なお、納品場所において別業者と日時が重なる場合等、納品日時の調整があることをあらかじめ承知しておくこと。この場合、本市及び本市が指定する指定袋保管業者が別途指示する。

（イ）提出するものについて

a 事前検査用サンプル品等の提出

本仕様書における「包装」まで行ったもの（各種所定の枚数を外装袋に入れ、外装袋がヒートシールにより接合されている状態。）を１０組ずつサンプル品として提出すること。

なお、複数の工場で行う場合は、工場別に同様のサンプル品を１０組ずつ提出すること。

※下記bの証明書の提出を待つことなく、サンプル品は完成次第、速やかに提出すること。

b 証明書の提出

以下2点の証明書を提出すること。

(a) 植物由来ポリエチレンの含有に係る証明書

本仕様書1(2)イで規定する袋本体の植物由来ポリエチレンの含有について、本体に含まれる植物由来のポリエチレンが10%以上含有されていることを、本市が認める公正な第三者機関(株式会社地球科学研究所又は株式会社加速器分析研究所)に測定を依頼し、証明書を提出すること。

(b) 有害物質等の含有及び規格に係る証明書

本仕様書1(2)イに規定する袋本体の炭酸カルシウム混入の有無、本仕様書1(2)ウに規定する袋本体の縦横幅の寸法及び厚さ、本仕様書1(2)キ(イ)(ウ)に規定する強度、性能(水漏れ、印刷剥離耐性等)、本仕様書1(2)カ及び(3)ア(エ)に規定する文字等の色(使用する顔料及びインキ)及び袋本体並びに外装袋のカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属、ハロゲン化合物(フッ素、塩素、臭素、ヨウ素)の含有の有無について、指定袋及び外装袋の種類ごとに本市が認める公正な第三者機関が測定、作成した証明書を提出すること。(分析方法及び報告下限値については事前に本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。)

なお、寸法については、本仕様書に規定する縦を JIS Z 1711-1994の規定4における長さ(1)、本仕様書に規定する横と幅の合計を JIS Z 1711-1994の規定4における幅(b)として証明書を作成すること。

(ウ) 確認方法

本市は、提出されたサンプル品につき、指定袋の種類別に、本仕様並びに本市から指示した事項及び本市との協議のうえ決定した事項に適合しているかを、京都市家庭系一般廃棄物収集用指定袋品質検査要綱に基づき、確認する。この場合において、本市が検査への立会いを求めた場合は、速やかに応じるものとする。

なお、指定袋本体の色、指定袋、外装袋に印刷された色については、本市が認める公正な第三者機関が作成する証明書の提出等によって、本仕様に適合していることを証明することができない場合に限り、本市が目視により良否判定する。

(エ) 再検査について

事前検査において、本仕様並びに本市から指示した事項及び本市との協議のうえ決定した事項に適合せず、不合格となった場合は、再検査を行う。再検査後、改めて本仕様書における「包装」まで行ったもの(各種所定の枚数を外装袋に入れ、外装袋がヒートシールにより接合されている状態。)を10組ずつサンプル品として提出し、合格通知後、指定袋の本格的な生産を開始すること。また、本市が必要と認めた場合は、別のサンプル品について、本市が認める公正な第三者機関の再検査の実施を求めることがある。

なお、再検査を実施することによってスケジュールに変更が生じることがないようにすること。万一スケジュール変更となる場合は、直ちに本市へ書面にて報告

し、本市の承認を受けること。

ウ その他

(ア) 当然ながら、検査を受け、合格したサンプル品と同じ材質、同じ顔料及びインキを使用して同品質のものを本製造すること。

(イ) 本市と協議のうえ決定したスケジュールのとおりに事前検査が実施されたにも関わらず、納品が遅延した場合は、その責任は落札業者にあるものとする。また、事前検査において、特別な理由なく決定したスケジュールを遅延した場合は、本市は契約を解除することができる。

(ウ) 事前検査、再検査に係る費用については、落札業者が負担すること。

なお、本市に提出したサンプル品については、納品数には含まないものとする。

(エ) 本市が必要と認めた場合は、事前検査に並行して、本市が指示する指定袋の厚さや強度等の項目について、本市が認める公正な第三者機関にて検査を実施し、その結果を速やかに本市に書面で提出すること。なお、この場合の検体は本市指示によるものとする。

(4) 納品について

ア 納品計画書の提出について

事前検査合格後2週間以内に、指定袋の種類ごとに納品までのスケジュールがわかる計画書を本市に提出し、本市の承認を受けること。

なお、実際に納品が始まった後に、輸送条件等により計画変更となる場合は、1週間ごとに修正した計画書を本市に提出し、本市の承認を受けること。また、納品場所において別業者と日時が重なる場合等、納品日時の調整があることをあらかじめ承知しておくこと。この場合、本市及び本市が指定する指定袋保管業者が別途指示する。

イ 納品先

京都市役所本庁舎（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）を中心に、半径50km圏内を予定している本市指定袋保管場所に納品すること。

なお、具体的な納品場所については、指定袋保管場所（指定袋保管業者）が決定次第、本市から指示する。

ウ その他

(ア) 本市が指示する指定袋保管場所への納品が複数回に分かれる場合については、納品ごとに本市に対して納品日、納品数量がわかるよう納品書を作成し、本市に提出のうえ本市の承認を得ること。

(イ) 納品については、いずれの種類、容量の指定袋とも大量となるため、納品作業が重複しないよう、本市及び本市が指定する指定袋保管業者と、納品日及び納品数量等について、事前に、十分協議のうえ調整し、最終的には本市の指示に従うこと。

(ウ) 納品は本市が指示した納品場所において、荷降ろしまで行うこととし、その他使用パレット等については、本市及び本市が指示する指定袋保管業者と事前に協議し決定すること。

(エ) 納品に際して、受領書は落札業者で納品ごとに作成し、納品月日を記入のうえ本市が指示する納品先の受領印を押印すること、後でトラブルにならないように

すること。

(オ) その他納品に関しての不明点等については、本市と協議を行い、最終的には本市の指示に従うこと。

(5) 納品時の検査について

ア 目的

実際に本市が指示する指定袋保管場所に納品される指定袋が、本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議のうえ決定した事項に適合することを確認するために実施する。

イ 証明書の提出について

以下2点の証明書を提出すること。

(ア) 植物由来ポリエチレンの含有に係る証明書の提出

本仕様書1(2)イで規定する袋本体の植物由来ポリエチレンの含有について、袋本体に含まれる植物由来ポリエチレンが10%以上あることを、本市が認める公正な第三者機関(株式会社地球科学研究所又は株式会社加速器分析研究所)に測定を依頼し、納品期日までに証明書を提出すること。

(イ) 有害物質等の含有及び規格に係る証明書の提出

本仕様書1(2)イに規定する袋本体の炭酸カルシウム混入の有無、本仕様書1(2)ウに規定する袋本体の縦横幅の寸法及び厚さ、本仕様書1(2)キ(イ)(ウ)に規定する強度、性能(水漏れ、印刷剥離耐性等)、本仕様書1(2)カ及び(3)ア(エ)に規定する文字等の色(使用する顔料及びインキ)及び袋本体並びに外装袋のカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属、ハロゲン化合物(フッ素、塩素、臭素、ヨウ素)の含有の有無について、指定袋及び外装袋の種類ごとに本市が認める公正な第三者機関が測定、作成した証明書を提出すること。(分析方法及び報告下限値については事前に本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。)

なお、寸法については、本仕様書に規定する縦を JIS Z 1711-1994 の規定 4 における長さ (1)、本仕様書に規定する横と幅の合計を JIS Z 1711-1994 の規定 4 における幅 (b) として証明書を作成すること。

ウ 納品時検査

(ア) 本市は、指定袋保管場所に納品があるごとに、指定袋の種類別に、無作為に一部抽出し、本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議のうえ決定した事項に適合しているか、京都市家庭系一般廃棄物収集用指定袋品質検査要綱に基づき、確認する。各契約における初回納品分については、製造業者立会いのもと、担当職員が検査を実施し、第2回目以降納品分については、必要に応じて製造業者に立会いを求める。

なお、指定袋本体の色や指定袋や外装袋の印刷された色については、本市が認める公正な第三者機関が作成する証明書の提出等によって、本仕様に適合していることを証明することができない場合に限り、本市が目視により判定する。

(イ) 本市が必要と認めた場合は、本市納品時検査（植物由来ポリエチレンの含有及び有害物質等の含有、規格等）に並行して、同検査内容について、本市が認める公正な第三者機関にて検査した結果の提出を求める場合がある。

なお、この場合の検体は本市指示によるものとする。

エ 検査結果及び再検査等について

(ア) 本市が検査への立会いを求めた場合は、速やかに応じること。

(イ) 本市は納品検査を実施し、合格を確認後に納品書を承認する。

(ウ) 納品検査に使用した指定袋のうち、検査合格品については合格数量に含むこととする。

(エ) 納品時検査が不合格の場合は、京都市家庭系一般廃棄物収集用指定袋品質検査要綱に基づき、初回納品時検査同様、再検査を実施する。また、本市が必要と認めた場合は、本市が指定する場所に納入された製品について、落札業者が費用負担のうえ、本市が認める公正な第三者機関の再検査の実施を求めることがある。

(オ) 再検査の結果、検査不合格となった場合は、検査不合格分は、本市が管理する方法以外に使用されることや流通すること（以下、「流出」という。）を防止するため、溶解や細かく裁断する方法などにより処分すること。処分に当たっては、事前に本市と協議を行い、処分予定日及び処分場所、外部再委託の有無、処分事業者・責任者、指定袋の種類ごとの処分数量、処分方法を記載した処分計画書（別紙８）を提出し、本市の計画承認を得て、処分計画書に基づき処分すること。処分を外部へ再委託する場合は、検査不合格分を引き渡す前に、流出防止のために穿孔や裁断などの加工を行うこと。処分に係る費用は落札業者が負担することとする。

処分中は適宜、本市に進捗状況を報告するとともに、処分完了後は、処分完了時の処分数量等を記載した処分完了届（別紙９）を提出すること。

（６）契約及び支払いについて

ア 契約は、総価契約とする。

イ 落札業者は、納品完了後に、本市が承認した納品書に基づき、納品数量をまとめ、本市へ支払いの請求を行うものとする。本市は適正な請求を受けた後、請求金額を支払うこととする。その他詳細については、本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこととする。

（７）不良品対応について

ア 製造時の不良品対応について

(ア) 不良品分の保管について

不良品分は、流出を防止するため、保管場所の施錠や定期的な数量確認などを行い、厳重に保管管理すること。

保管に当たっては、事前に本市と協議を行い、保管期間及び保管場所、外部再委託の有無、保管事業者・責任者、指定袋の種類ごとの不良品数量、流出を防止するための対策を記載した保管計画書（別紙１０）を提出し、本市の計画承認を得て、保管計画書に基づき厳重に保管すること。

保管が完了し、処分を実施する際には、保管完了時の不良品数量等を記載した保管完了届（別紙１１）を提出すること。

保管期間中に不良品数量が合理的な理由なく減少したことを把握した場合は、直ちに本市に報告し、本市の指示に従い対応すること。

（イ）不良品分の処分について

不良品分の流出を防止するため、溶解や細かく裁断する方法などにより処分すること。処分に当たっては、事前に本市と協議を行い、処分予定日及び処分場所、外部再委託の有無、処分事業者・責任者、指定袋の種類ごとの処分数量、処分方法を記載した処分計画書（別紙８）を提出し、本市の承認を得て、処分計画書に基づき処分すること。処分を外部へ再委託する場合は、不良品分を引き渡す前に、流出防止のために穿孔や裁断などの加工を行うこと。処分に係る費用は受注者が負担することとする。

処分中は適宜、本市に進捗状況を報告するとともに、処分完了後は、処分完了時の処分数量等を記載した処分完了届（別紙９）を提出すること。

イ 流通後の不良品対応について

（ア）不良品対応用の指定袋の納品について

不良品対応用として指定袋の種類ごとの契約数量が 2,500,000 枚未満の場合は 250 枚を、2,500,000 枚以上 5,000,000 枚未満の場合は 500 枚を、5,000,000 枚以上の場合は 1,000 枚を最終納品日までに、本市が指定する場所に納品すること。ただし、納品後、大量の不良品（指定袋が破れやすい、底抜けする、切り込みが入っている等）が見つかった場合には、本市の指示のもと、落札業者の責任において、速やかに良品と無償交換するとともに、原因等の調査報告書を本市に提出すること。

（イ）不良品対応用の指定袋は、落札業者の負担で製造するものとし、契約金額には含めないものとする。

（ウ）市民等から受ける苦情対応について

不良品等についての苦情を、市民等から直接受けた場合は、速やかに本市へ書面により報告し、落札業者が誠意を持って直接対応すること。また、対応完了後、対応経過、苦情、原因、対策などをとりまとめた調査報告書を、概ね 2 週間以内に本市へ提出すること。

なお、市民への直接対応に係る費用については、落札業者が負担するものとする。

（エ）指定袋保管場所（指定袋保管業者）に返品された不良品について

指定袋保管場所（指定袋保管業者）に返品された不良品については、本市指示により落札業者が回収すること。

なお、回収に係る費用は落札業者が負担すること。

（８）余剰分の対応について

指定袋、外装袋、外箱の製造において生じる余剰分の保管及び処分に当たっては、以下のとおり、流出が無いように保管、処分の管理を徹底すること。

なお、余剰分とは仕様書に記載している全契約数量分の製造終了時点で生じている余剰分とする。

ア 余剰分の保管について

余剰分は、流出を防止するため、保管場所の施錠や定期的な数量確認などを行い、厳重に保管管理すること。

保管に当たっては、事前に本市と協議を行い、保管期間及び保管場所、外部再委託の有無、保管事業者・責任者、指定袋の種類ごとの余剰数量、流出を防止するための対策を記載した保管計画書（別紙１０）を提出し、本市の承認を得て、保管計画書に基づき厳重に保管すること。保管計画書は仕様書に記載している全契約数量分の製造終了時点で、速やかに提出することとする。

保管が完了し、処分を実施する際には、保管完了時の余剰数量等を記載した保管完了届（別紙１１）を提出すること。

保管期間中に余剰分の数量が合理的な理由なく減少したことを把握した場合は、直ちに本市に報告し、本市の指示に従い対応すること。

イ 余剰分の処分について

余剰分は、流出を防止するため、溶解や細かく裁断する方法などにより処分すること。処分に当たっては、事前に本市と協議を行い、処分予定日及び処分場所、外部再委託の有無、処分事業者・責任者、指定袋の種類ごとの処分数量、処分方法を記載した処分計画書（別紙８）を提出し、本市の計画承認を得て、処分計画書に基づき処分すること。処分を外部へ再委託する場合は、余剰分を引き渡す前に、流出防止のために穿孔や裁断などの加工を行うこと。処分に係る費用は受注者が負担することとする。

処分中は適宜、本市に進捗状況を報告するとともに、処分完了後は、処分完了時の処分数量等を記載した処分完了届（別紙９）を提出すること。

（９）その他補足事項について

ア 版について

（ア）本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議のうえ決定した事項に従い製版した版の著作権は、本市に帰属するものとする。

（イ）版は電子データ（アウトライン化前後と PDF データ化したイラストレータやインデータデザイン等）で本市に納品すること。

（ウ）指定袋、外装袋、外箱の製造において、本市が貸与する電子データ並びに落札業者が作成する電子データ及び版下等は、本市が管理する方法以外に使用されることが無いよう、作成及び使用中は厳重に管理し、使用後は、速やかに本市に返却するとともに、落札業者が保管する電子データ及び版下等は一切を削除・廃棄し、削除・廃棄したことを本市に書面で報告すること。

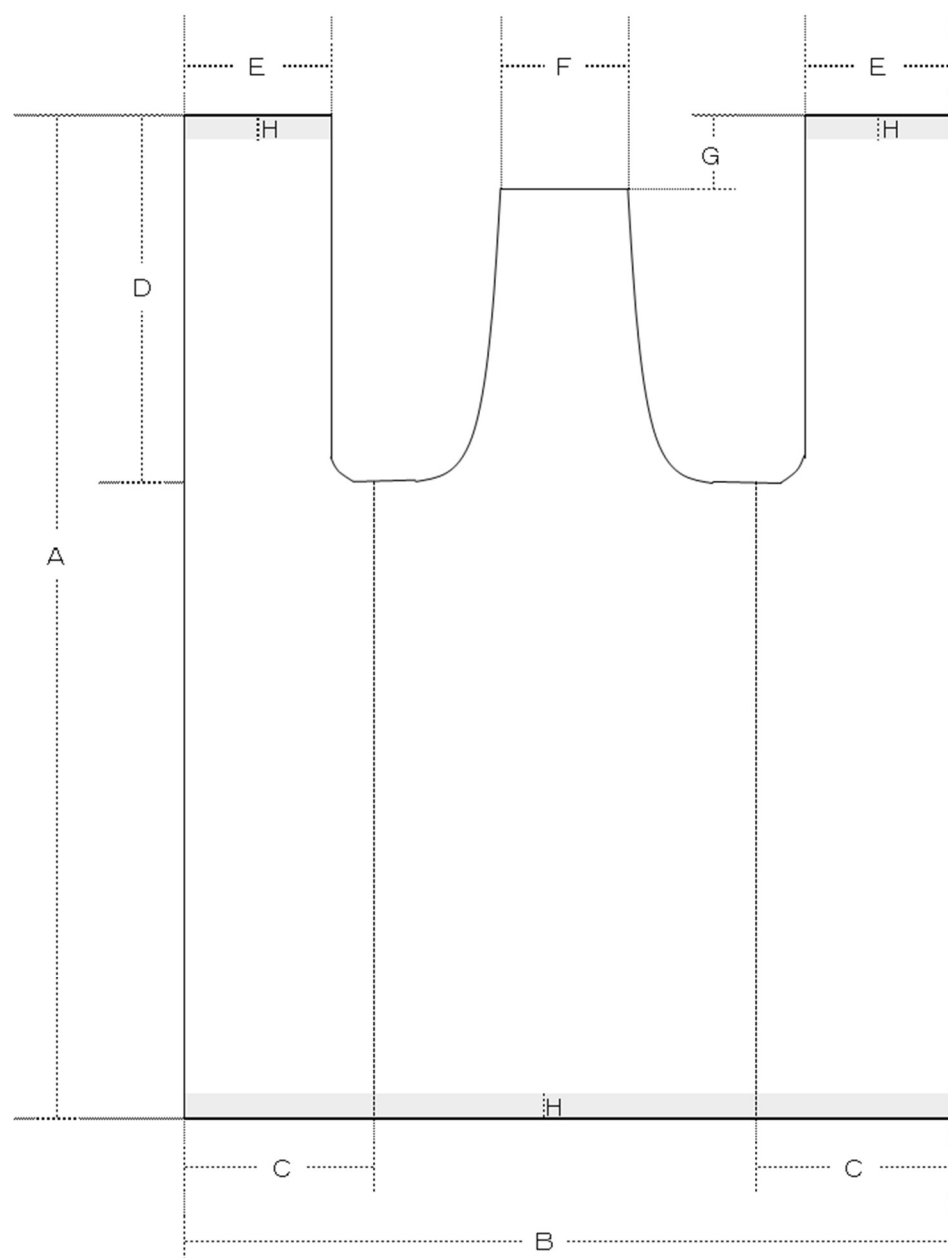
イ 契約期間中に製造した指定袋は、納品までの間、適切な品質管理・保管を行うこと。

ウ 指定袋の製造に当たっては、国内工場又は信頼できる海外工場で製造するものとし、本仕様書に基づいた履行開始後に、指定袋の品質確認等のために、本市が立ち入り検査を求めた場合は、速やかに応じることができるようにすること。また、工場において、製造におけるトラブル等が生じた場合は、速やかに本市に報告すること。海外工場で製造する場合においては、本市の求めに応じた円滑な指定袋の輸送ができるようにすること。特に海外工場での進捗状況の管理に努めること。

エ 本仕様書に定める事項以外に別途指示・協議する事項については、誠意をもって対応すること。

オ 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市との協議により決定するが、合意に達しない場合は、本市の指示に従うものとし、落札業者の一方的な解釈による実施は許されないものとする。

資源ごみ収集用指定袋の寸法について



(単位:mm)

	A	B	C	D	E	F	G	H	その他
45ℓ	850	450	100	180	80	70	30mm~35mmを目安とし、シール部分と調整のうえ、袋が閉かざないことが無いようにすること。	ヒートシール部の幅は5mm~10mmを目安とする。(特に底抜きの無いようとし、切断部については切り込みが入らないよう仕上げることを。)	上部打ち抜き(プレス型)の形状については、袋が破れにくい形状とすることを前提として、本市と協議の上決定すること。
30ℓ	760	380	90	160	70	60			
20ℓ	690	320	80	150	60	60			
10ℓ	560	250	70	130	50	50			

資源ごみ収集用指定袋の外装袋レイアウト例

※ 例は 45 リットル袋のもの。



資源ごみ収集用指定袋の外装袋レイアウト例(表面)



市が指定するコード

- ① ・京都市家庭ごみ収集用指定袋
・資源ごみ用〇〇ℓ 袋（別表 1）
・ 3ヶ国語（英語、中国語、ハングル）表示

② 有料指定袋による収入は、以下に関する事業に活用しています。

注）太字部
分を目立つ
ようにして
ください。

- ・ **ごみ減量・リサイクルの推進**
- ・ **まちの美化の推進**
- ・ **地球温暖化対策**

* 詳細は、市ホームページ

京都市 ごみ・リサイクル

検索

又は京都いつでもコール☎075-661-3755 まで

③ 便利なごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信中！

ぜひダウンロードしてください。

ごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」

検索

QR
コード

- ④ ●お店や事業所から出たごみは家庭ごみとして出せません。
●購入後の袋の返品、交換は原則できませんが、購入された袋に不具合（使用前からの破損等）がございましたら交換いたします。
●指定袋に関するお問い合わせは、資源循環推進課☎075-222-3946 まで御連絡ください。

- ⑤ ○○○円（別表 1）
（5 枚入・消費税込）
JANコード（別表 2）
原産国名



⑥ 取扱上の注意及び家庭用品品質表示法に基づく表示

下記の表示例を参考に適正に表示すること

取扱上の注意	
警 告	この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届かないところに保管してください。
注 意	可燃性ですので、火のそばには置かないでください。 突起のあるものを入れると材質上破れることがありますので御注意ください。 摩擦により衣服に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。

低密度ポリエチレン使用
家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	—〇〇度
寸法	縦 〇〇〇mm 横 〇〇〇mm 幅 〇〇〇mm 厚さ 0. 0 3 3 mm
枚数	5 枚
取扱い上の注意	火のそばに置かないでください。
表示者	氏名・名称 住所 電話

- ⑦ 別途指定のコード（契約後京都市から指示する）
- ⑧ 穿孔（別表3）
- ⑨ 取出口

別表 1

容量	45ℓ 袋	30ℓ 袋	20ℓ 袋	10ℓ 袋
価格	110 円	75 円	50 円	25 円

別表 2

容量	国		メーカーコード					アイテムコード					CD
45ℓ 袋	4	9	0	8	1	6	1	2	4	0	5	5	5
30ℓ 袋	4	9	0	8	1	6	1	2	4	0	5	6	2
20ℓ 袋	4	9	0	8	1	6	1	2	4	0	5	7	9
10ℓ 袋	4	9	0	8	1	6	1	2	4	0	5	9	3

別表 3

容量	45ℓ 袋	30ℓ 袋	20ℓ 袋	10ℓ 袋
穿孔	●●●	●●	●	●● ●●

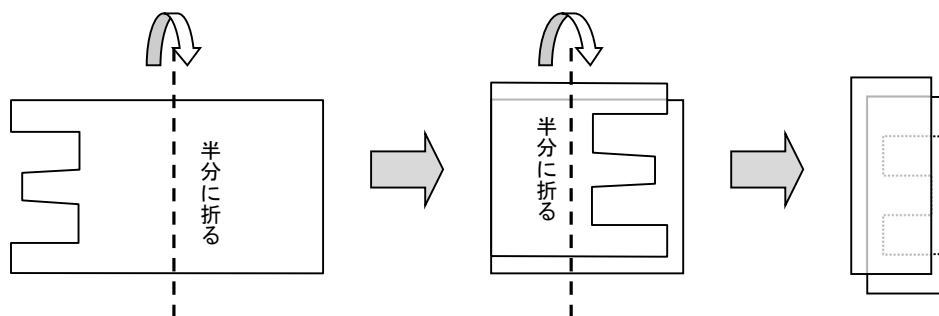
注) 左右 2 箇所

資源ごみ収集用指定袋の外装袋レイアウト例(裏面)

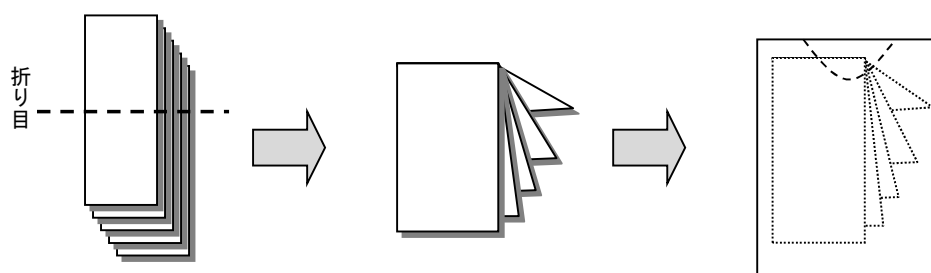


指定袋の折り方等について

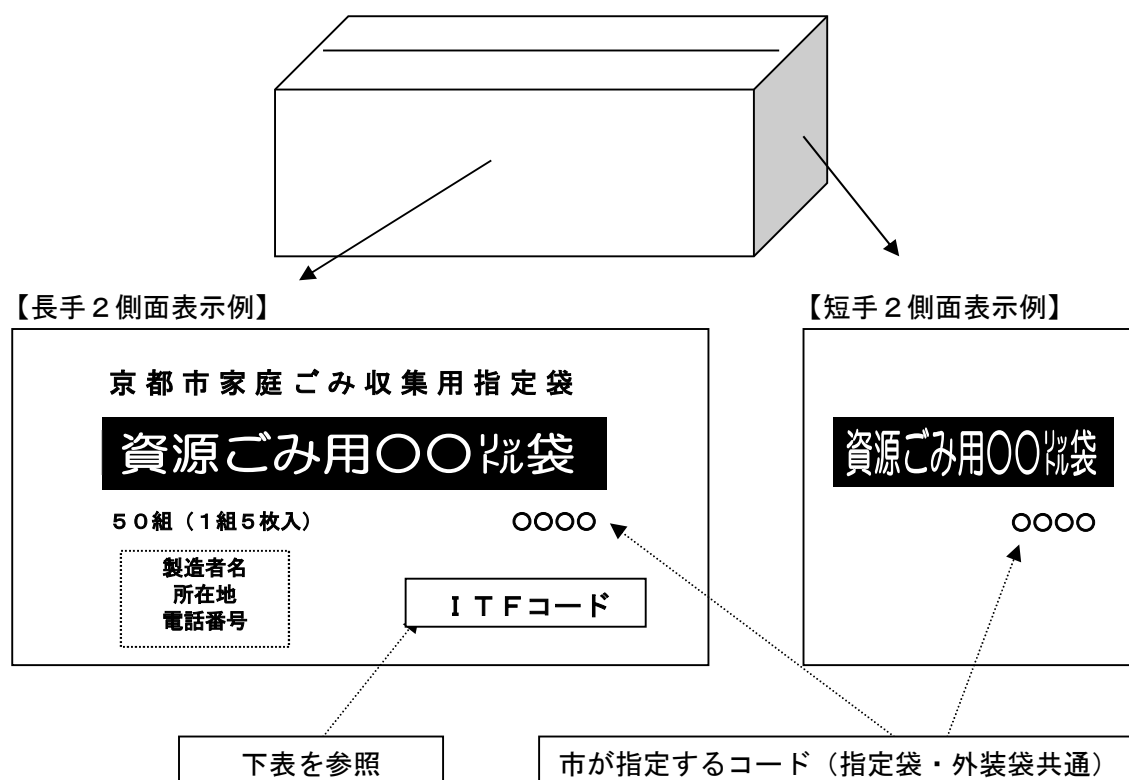
【折り方】 1枚ずつ四つ折りにする



【外装袋への封入の仕方】 四つ折りしたものを5枚重ね、二つに折る



1 外箱（段ボール箱）表示記載内容およびレイアウトについて



2 I T Fコードについて

種類	PI	国		メーカーコード					アイテムコード					CD
4 5 リットル 袋	1	4	9	0	8	1	6	1	2	4	0	5	5	2
3 0 リットル 袋	1	4	9	0	8	1	6	1	2	4	0	5	6	9
2 0 リットル 袋	1	4	9	0	8	1	6	1	2	4	0	5	7	6
1 0 リットル 袋	1	4	9	0	8	1	6	1	2	4	0	5	9	0

（注1）細バーと太バーの下端と箱の底面との間は、 $32 \pm 3 \text{ mm}$ の範囲

（ベアラバー下端からではない）。

（注2）水平方向は、左のコーナーからベアラバーまで19mm以上。

（注3）ラベルに印刷する場合も（注1）（注2）の位置にバーシンボルが表示されるように貼付。

『京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）』製造工場に係る誓約書

年 月 日

(あて先) 京都市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名 _____ 印

『京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）』製造工場申告書（以下「申告書」という。）
の記載内容について事実と相違ないこと、及び契約締結後、申告書で申告した工場のいずれ
かにおいて、実際に製造し、製造工程の一部を再委託しないことを誓約します。

添付申告書数	枚
--------	---

(別紙 7)

通し番号

『京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）』製造工場に係る申告書

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

1 自社工場以外の場合は製造協力・提携会社を記入、自社工場の場合は担当窓口連絡先を記入

製造会社名 (担当窓口)	
所在地	
連絡先	
責任者（担当者）	

2 製造工場を記入

製造工場名	
所在地	
連絡先	
責任者（担当者）	

注意事項

上記申告内容は、仕様書に定める『京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）』製造のみを対象とします。製造する可能性がある工場のすべてについて提出の必要があります。

令和 年 月 日

不良品分及び生産余剰分に係る処分計画書

以下のとおり、処分計画書を提出します。

事業者名 ()

1 契約件名 京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）製造（令和9年度1回目）

2 処分期間

3 処分場所

4 処分に係る外部委託の有無（有 ・ 無）

※ 外部委託の場合は、事前に再委託承諾申請書を提出するとともに、委託契約書の写しを提出すること。

5 処分事業者・責任者

6 処分重量

7 処分数量等

種別	容量（L）	処分数※
指定袋	4 5	
	3 0	
	2 0	
	1 0	
外装袋	4 5	
	3 0	
	2 0	
	1 0	

種別	容量（L）	処分数※
外箱	4 5	
	3 0	
	2 0	
	1 0	

※ 処分数は、不良品分及び余剰分保管完了届に記載している不良品数、余剰数の数量とする。

8 処分方法 処分工程の写真を添付し、工程を区分ごとに説明。

9 流出を防止するための対策

（例）処分期間中、処分日ごとに処分数量を毎回報告する。

令和 年 月 日

不良品分及び生産余剰分に係る処分完了届

以下のとおり、不良品分及び生産余剰分に係る処分が完了したことを報告します。

事業者名 ()

- 1 契約件名 京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）製造（令和9年度1回目）
- 2 処分期間
- 3 処分場所
- 4 処分事業者・責任者
- 5 処分重量
- 6 処分数量等

種別	容量（L）	当初処分数	処分完了数
指定袋	4 5		
	3 0		
	2 0		
	1 0		
外装袋	4 5		
	3 0		
	2 0		
	1 0		
外箱	4 5		
	3 0		
	2 0		
	1 0		

令和 年 月 日

不良品分及び生産余剰分に係る保管計画書

以下のとおり、不良品分及び生産余剰分に係る保管計画書を提出します。

事業者名 ()

1 契約件名 京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）製造（令和9年度1回目）

2 保管期間

3 保管場所

4 保管に係る外部委託の有無（有 ・ 無）

※ 外部委託の場合は、事前に再委託承諾申請書を提出するとともに、委託契約書の写しを提出すること。

5 保管事業者・責任者

6 保管数量等

種別	容量（L）	余剰数※
指定袋	4 5	
	3 0	
	2 0	
	1 0	
外装袋	4 5	
	3 0	
	2 0	
	1 0	

種別	容量（L）	余剰数※
外箱	4 5	
	3 0	
	2 0	
	1 0	

※ 余剰数は仕様書に記載している全契約数量分の製造終了時点で生じている余剰数とする。

7 流出を防止するための対策

（例）保管期間中、施錠できる保管室で保管するとともに、毎月保管数量を確認し、記録する。

--

令和 年 月 日

不良品分及び生産余剰分に係る保管完了届

以下のとおり、不良品分及び生産余剰分に係る保管が完了したことを報告します。

事業者名 ()

- 1 契約件名 京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）製造（令和9年度1回目）
- 2 保管期間
- 3 保管場所
- 4 保管事業者・責任者
- 5 保管数量等 ※ 当初余剰数とは仕様書に記載している全契約数量分の製造終了時点

で生じている余剰数

種別	容量 (L)	当初余剰数 ※	保管完了時余剰 数	備考
指定袋	45	200組	150組	令和●年●月●日、京都市の指示により、50組 を余剰分から納品
	30			
	20			
	10			
外装袋	45			
	30			
	20			
	10			
外箱	45			
	30			
	20			
	10			

『京都市家庭ごみ収集用指定袋（資源ごみ用）』入札参加資格に係る申告書

年 月 日

（あて先） 京都市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名 (印)

入札参加資格に係る提出書類につき、下記のとおり申告いたします。

記

合計契約枚数（枚）	合計 枚		
添付資料一覧	番号	契約相手	添付資料名
①契約書の写し 又は ②「業務取引実績証明願及び業務取引実績証明書」（指定様式）及び U 型袋（ガセット・ペロ付）の仕様内容を証明する書類 ③受領印が押印された受領書等の写し * 各資料内容を簡潔に記入すること。 * 添付資料の右上に右記と一致した通し番号をふること。			

なお、申告者の本件担当窓口は以下のとおりです。

担当窓口部署	
所在地	
連絡先	
担当者	

通し番号

業務取引実績証明願

年 月 日

(あて先)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名 (印)

入札参加資格申請のため、京都市に提出する必要がありますので、下記契約の実績を証明願います。

記

1 契約内容について

契約年月日	年 月 日
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
契約枚数 (枚)	

2 入札参加資格要件にかかる証明実績内容について

証明実績期間	年 月 日 ~ 年 月 日
証明実績枚数 (枚)	
添付資料	

*U 型袋の仕様内容を証明する資料を必ず添付し、ホッチキスでとめる等本証明と一体化したうえで割印を押印すること。

業務取引実績証明書

年 月 日

上記のとおり直接請負契約 (元請) 実績があることを証明します。

住所又は所在地

名称

代表者氏名 (印)

(担当部署: 担当者:)

(担当部署電話番号:)

*証明に際しては、添付資料を確認の上、必ず割印を押印してください。